

大分市後援等の承認及び市長賞の交付に関する事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する事業について、市が後援、共催又は協賛（以下「後援等」という。）の承認及び市長賞の交付を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後 援 事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによって、その開催を援助することをいう。
- (2) 共 催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任を負うことをいう。
- (3) 協 賛 国又は公共団体若しくは公共的団体が実施する事業で、その趣旨に賛同し、人的又は物的にその開催を援助するものをいう。

(名 義)

第3条 市が後援等を行う場合の名義は、「大分市」とする。

(承認等の基準)

第4条 後援等の承認を申請する事業の主催者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 国、地方公共団体又は公共的団体
- イ 公益的法人又はこれに準ずる団体
- ウ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- エ 本市の行政目的の達成に寄与すると認められる活動を行う者
- オ 新聞社、放送局等の報道機関
- カ 民間の企業等
- キ アからカまでに準ずると認められる者

(2) 所在が明確であり、事業を遂行する能力を十分に有すると認められること。

(3) 宗教団体・政治団体およびこれらに類する団体（構成メンバー等からこれらの団体と同種と判断できる関連団体を含む。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が構成員に含まれないこと。

2 主催者が行う事業の内容は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 高い公益性を有し、又は公益を増進する事業であって、本市の行政目的の達成に寄与するものと認められること。

(2) 開催日時、場所等について、事業の開催が確実なものであり、その会場について、公衆衛生、災害防止等において、通常考えられる安全性を具備していると認められる

こと。

(3) 大分市内で開催されるものであること（市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市の施策を広く一般に周知できる等、本市の行政目的の達成のために必要であると認められる事業を除く。）。

(4) 入場料、参加料等が徴収される場合は、徴収される額及び徴収する目的が適正かつ明確であるもの。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等を承認しないこととする。

(1) 特定の者を対象とした事業、発表会等の私的な事業、参加者の親睦を目的とした事業（これらの事業の効果が広く市民に波及すると認められるものを除く。）

(2) 特定の思想・宗教・政治的信条等の浸透を目的とすると認められる事業又は市がこれらの浸透を助長すると市民から疑念を受けるおそれのある事業

(3) 営利又は特定の団体の宣伝、会員等の勧誘、売名を目的とすると認められる事業

(4) 公序良俗に反する事業その他社会的な非難を受けるおそれのある事業

(5) 行政の中立性を損なうおそれがあると判断される事業

(6) その他市長が不相当と認める事業

4 第1項から第3項までの規定に関わらず、市長が適当と判断する場合は、後援等を承認するものとする。

(市長賞の交付)

第5条 市長賞の交付は、前条に規定する承認等の基準を満たす事業であつて、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものにおいて行うものとする。

2 市長賞は、賞状によるものとし、事業を主催する団体等を通じて、顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて副賞を交付することができる。

3 前項の規定により交付する副賞は、原則として楯又はトロフィーとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

4 一つの事業において年齢別、階級別その他の区分があるときは、その区分に応じてそれぞれ市長賞を交付することができる。

(申請)

第6条 後援等の承認及び市長賞の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市後援等承認及び市長賞交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として、第7条第1項に規定する通知書の受領を希望する日の40日前までに提出しなければならない。

(1) 第4条第1項第4号に掲げる者が主催又は共催する事業でないことを証する書類（誓約書（様式第6号））

(2) 事業計画書その他の事業の目的、内容を明らかにできる書類

(3) 事業に係る収支予算書（入場料、参加料等を徴収する場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める期間は、市長が別に定める場合は変更することができるものとする。

(決定)

第7条 後援等の承認及び市長賞の交付の諾否を決定したときは、大分市後援等承認及び市長賞交付決定通知書（様式第2号の1）又は大分市後援等不承認及び市長賞不交付決定通知書（様式第2号の2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じて条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第8条 第7条第1項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた者（以下「承認等決定者」という。）は、事業の内容に変更が生じたときは、速やかに事業内容変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（取消し）

第9条 市長は、決定をした事業が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その決定を取り消すことができる。

（1）第4条に規定する承認等の基準を満たさなくなると認められるとき。

（2）虚偽その他の不正な手段により決定を受けたことが判明したとき。

2 前項の規定により決定を取り消したときは、大分市後援等承認及び市長賞交付決定取消通知書（様式第4号）により、承認等決定者に通知するものとする。

3 取消しにより生じた損害について、市は一切責任を負わない。

（実績報告）

第10条 承認等決定者は、事業終了後、1カ月以内に事業実績報告書（様式第5号）及び入場料、参加料等を徴収する場合は事業に係る収支決算書を市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、後援等の承認及び市長賞の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市後援等の承認及び市長賞の交付に関する事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。